

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成31年4月15日

報告者* 荻田栄治

整理番号	17	事業概要*	コピー代 3月分		
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	コピー代 (3月分) 56,149円				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考		
	コピー代 (3月分)	28,074	56,149円 × 1/2		
	《合計》*	28,074	/		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 31 年 4 月 15 日
 決裁 平成 31 年 4 月 17 日
 処理 平成 31 年 4 月 18 日

翌日扱

平成 31年 4月 10日

振込先 銀行名(漢字) 北陸 支店名(漢字) 野村

振込金額(漢字) カタカナで姓と名の間に1マスあけて左つめてご記入ください(濁点(・)、半濁点(゛)も1字)

カタカナで姓と名の間に1マスあけて左つめてご記入ください(濁点(・)、半濁点(゛)も1字)

カタカナで姓と名の間に1マスあけて左つめてご記入ください(濁点(・)、半濁点(゛)も1字)

山辺事務機株式会社

振込金額(漢字) 4006850

振込金額(数字) 4 0 0 6 8 5 0

教田栄治様

日中のご連絡先 (0766-72-2118) 様

電信扱

振込金受取書(兼手数料受取書) } いずれかを二重線で抹消
 振込交付書(兼手数料受取書)

振込金額(漢字) 4006850

振込金額(数字) 4 0 0 6 8 5 0

振込先(漢字) 山辺事務機株式会社

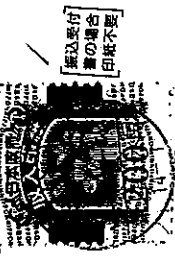
振込先(カタカナ) ヤマノベシヨウキカブシカイシャ

振込金額(漢字) 4006850

振込金額(数字) 4 0 0 6 8 5 0

振込金額(漢字) 4006850

振込金額(数字) 4 0 0 6 8 5 0



当行をご利用いただきありがとうございます。
 今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 北陸銀行 店

振込金額のうち
 未決済小切手
 万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を
 取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」,これ以外(現金
 払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込交付書(兼手数料受取書)」として使用していただきます。
- 振込依頼書に記載相違等による場合は、「振込交付書(兼手数料受取書)」として使用していただきます。
- やむを得ない理由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがあります。
- この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方はお申し出ください)。
- 翌日扱の場合は、翌営業日のお振込となります。
- 組戻・訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

3万円未満	3万円以上	その他(株式会社等)	その他(銀行)
振込手数料(消費税込)	324	540	864
振込手数料(消費税込)	648		

為(203)5029 A5 2/2 30.11 (29.11) 200組×3,000 D

請求明細書

935-0021

富山県氷見市幸町31-51

藪田栄治 様

(36032)

2019年 3月31日 締切分

PAGE 1
請求No. 00024543

山辺事務機株式会社

本社・エコー富山店
〒933-0802 高岡市蓮花寺191-14
tel:0766-25-1881 fax:0766-25-1875

エコー富山店
〒939-8201 富山市花園町1丁目6-19

福井営業所
〒910-0846 福井市四ツ井1丁目5-12

新渌信用金庫 高岡支店 (普) 0034610 富山銀行 本店 (普) 0008981
高岡信用金庫 駅南支店 (普) 0651678 富山県信用組合 本店 (普) 0802648
富山第一銀行 高岡支店 (普) 023146 北陸銀行 野村支店 (普) 4036850
福井銀行 さくら通り支店 (普) 6134280

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
23,769	23,769	0	51,990	4,159	56,149

目付 伝票番号	商品コード/商品名	数量	単位	単価	金額
03.07 4769	振込 北銀 野村支店				23,769
03.11 4608	109 4608 W2Q8710949				
	03-1T02RLAJPO トナ TK8336Y 15,000枚 TA3252ci/2552ci	1	箱		0
	03-1T02RLBJPO トナ TK8336M 15,000枚 TA3252ci/2552ci	1	箱		0
	03-1T02RLOJPO トナ TK8336K 25,000枚 TA3252ci/2552ci	1	箱		0
	03-1T02RLCJPO トナ TK8336C 15,000枚 TA3252ci/2552ci	1	箱		0
	消費税				0
03.28 4608	927 4608 W2Q8710949				
	03-000 コピーチャージ料 W2Q8710949				0
	03-000 白黒 02/28 4745 ~ 03/28 7453	2,708	枚	1.5	4,062
	03-000 カラー 02/28 3660 ~ 03/28 7654	3,994	枚	12	47,928
	消費税				4,159

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成31年4月15日

報告者* 藪田栄治

整理番号	18	事業概要*	新聞購買料		
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	日本教育新聞購買料（2月、3月分） 5,400円				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	日本教育新聞購買料（2月3月分）	5,400			
		(合計)	5,400		
《領収書貼付枠》 （原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）					

收受 平成31年4月15日
 決裁 平成31年4月17日
 処理 平成31年4月18日

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

この受領証は、大切に保管してください。	口座番号	00150	8	196500				
	加入者名	日本教育新聞社						
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
振込先	銀行							支店
ご依頼人	おなまえ 藪田 栄治 コード 2019/2 ~ 2019/3							
料金	(消費税込み)							
備考	日 附 印 31.4.12 32009							

(お客様控)

(ゆうちょ銀行)

CVS収納用収入印紙貼付欄

請 求 書

2019 年 4 月 10 日

藪田 栄治 様



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役社長

東京都港区白子 1-1-1
電話 03 (3) 551-0008

〈お支払い先〉

- ・振替払込 00150-8-196500
- ・銀行振込 みずほ銀行虎ノ門支店
普通預金 2835213
- ・口座名義 株式会社日本教育新聞社

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。

合計請求額 ¥5,400

読者コード

請求書番号

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				円	
今回入金額				円	
差引繰越額				円	
今回請求額				円	
合計請求額	日本教育新聞	1部	2ヶ月	5,400円	2019/2 ~ 2019/3

報告日* 令和5年5月25日

報告者* 藪田栄治

整理番号	187	事業概要*	
使途項目*	01_調査研究費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	高岡政経懇話会会費(4月分) 8,000円		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	高岡政経懇話会会費(4月分)	8,000	8,000円
	《合計》*	8,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和5年5月15日
 決裁 令和5年5月27日
 処理 令和5年5月27日

請求書

富山県議会議員
藪田 栄治 様

¥ 8,000-

但し 高岡政経懇話会会費
平成31年4月分

上記の通り請求いたします

平成31年3月6日














高岡政経懇話会 会長 

高岡市あわら町13-50
北日本新聞社高岡支社内
電話 0766(22)2226

取り扱い金融機関

名 義 高岡政経懇話会

口座番号

明月会費

振込金受取書(兼手数料受取書) いすいかを二重線で抹消
 振込受付書(兼手数料受取書)

翌日扱 普通 定期 振込日
 平成 31年 03月 25日

振込先 銀行 借入金 貸付 借組 その他
 支店名(漢字) 左づめでご記入ください。

カタカナで姓と名の間に「マス」あけて左づめでご記入ください(濁点(・)も1字)
 タカオカセイケンワカイ
 法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。

高田政経懇話会 様

金額 十億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円
 〇をおつけください

普通 当座 貯蓄 その他
 口座番号

支店

紙印
 振込金額 5万円以上 10万円未満
 3月31日までの振込
 北陸銀行 永野 支店

株式会社 北陸銀行 店

当行をご利用いただきありがとうございます。
 今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

振込金額のうち
 未決済小切手
 万一小切手が決済されなかった場合は、その金額の振込を
 取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

カタカナで姓と名の間に「マス」あけて左づめでご記入ください(濁点(・)、半濁点(゜)も1字)
 ヤブタエイシ
 法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。

教田栄治 様
 日中のご連絡先 (0766-22-2118)

- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」,これ以外(預金
私図請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」として使用しています。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等により振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご参照の方はお申し出ください)。
- 翌日扱の場合は、翌営業日の振込となります。
- 相戻:訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

振込手数料 (消費税込)	本支店	324	540	その他 (本支店)	
	他行	648	864	その他 (他行)	

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

藪田 栄治

	188		新聞購読料
07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
		金額(円)	
北日本新聞購読料(4月分)		3,072	/
富山新聞購読料(4月分)		3,072	/
読売新聞購読料(4月分)		3,400	/
聖教新聞購読料(4月分)		1,934	/
日本教育新聞購読料(4月分)		2,700	/ 5月~7月分 8,100円は、別途支払い
		14,178	/
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受

令和 元年 5月 13日

決裁

令和 元年 5月 27日

処理

令和 元年 5月 27日

領収証
藪田 栄治事務所 様

2019年 4月分
 (108) 557.00集金
 お問合せNo. 7200

幸町 23-20

銘柄	部数	金額	備考
北日本新聞朝刊	1	3,072	✓

合計金額
3,072円
 毎度ご購読有難うござい
 ます。上記の金額正に領
 収致しました。
 年 4月27日 領収

※便利な口座振替も行っております。
 手数料は当方で負担いたします。
 クレジットカードでの支払いも可能です。
 ポイントが自然に溜りますよ。

北日本新聞氷見中部販売店
 氷見市本町20-19
 TEL: 74-3031



読売新聞 領収書 区域024 全戸0366 お問合せNo.07846

お名前 **藪田栄治後援会事務所 様**
 幸町31-51

31年 4月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞朝刊	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

◇左記の通り領収しました

家庭版

領収日 年 月 日
 お孫さんとの会話がはずむ
 日刊! ポケモン読売オンライン

読売新聞
 THE DAILY YOMIURI



読売センター氷見
 所長 久保 賢
 〒935-0031 氷見市柳田990-2
 TEL 0766 (91) 8211



*裏面もあわせて内容を
 十分お読みください。

新聞購読料 領収証

薮田 栄治 様 ✓

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年4月分 ✓ 領収日 月 日

領収金額 ¥1,934 ✓

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞 ✓	1,934	1	1,934

販売店 山内 信人
住所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422
お申込No. 16015-20777(188)



領収証

19年04月分 年月日 No. 826278

お名前 薮田 栄治 様

ご住所 幸町 31-51

繰越額

合計金額 3,072 ✓

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

 富山新聞販売(株)

氷見センター
氷見市比美町7-16
TEL (0766) 72-6124
FAX (0766) 74-4692



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、
クレジットカード決済も承ります。

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

口座番号	001508196500											
	日本教育新聞社											
加入者名	日本教育新聞社											
金額	千	百	十	万	千	百	十	円				
振込先	銀行											支店
ご依頼人	おなまえ 藪田 栄治 コード XXXXXXXXXX 2019/4 ~ 2019/7											
料金	(前払振込)											日
備考												附
												印

この受領証は、大切に保管してください。

C.V.S 収納用収入印紙貼付欄

(お客様控え)

(ゆうちょ銀行)

4月 2,300円
 5月~7月
 2,300円 x 3ヶ月
 6,900円
 計 10,800円



政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 令和元年5月3日

報告者* 荻田栄治

整理番号	189	事業概要*	
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	事務所家賃（4月分） 54,000円		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額（円）*	備考
	事務所家賃（4月分）	27,000	54,000円×1/2
	《合計》*	27,000	
《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）			

收受 令和元年5月15日
 決裁 令和元年5月27日
 処理 令和元年5月27日

収 入
印 紙

貸 貸 借 更 新 契 約 書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 [REDACTED] 氷見支部 (以下乙という) は、次の通り契約する。

藪田 義治

第1条 下記 事務所 について甲と乙との間に締結された平成 28 年 3 月 31 日付貸借契約書での契約期間が平成 30 年 3 月 31 日にて満了を迎えるにあたり、更に 2 年間 (平成 32 年 3 月 31 日まで)、同一の条件で貸貸借契約を更新することを合意する。

記

所在地 氷見市幸町 31-51 建物一部 約 59.62 m² (未登記建物内)

以上の通り、甲乙間に貸貸借契約の更新が成立したので、本証書 2 通を作成し甲乙各記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 30 年 3 月 31 日

(甲) 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED] 代理人 (株)栄進不動産 [REDACTED]

(乙) 住 所 氷見市中央町 13 番 12 号

氏 名 藪田 義治

(立会人) 住 所 富山県高岡市萩布 36 番地 1
株式会社 栄進不動産

氏 名 代表取締役 島中 健一郎

印

建 物 賃 貸 借 契 約 書

物件 の 表 示	名 称	幸町貸事務所				
	所在地	〒 935-0021 富山県氷見市幸町31-51				
	構 造					
賃貸借期間		平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 末 日 まで				
賃 料	家 賃	[月額]	54,000 円	敷 金	0 円	
	管理費	[月額]	円	礼 金	0 円	
	駐車料	[月額]	円		円	
	町費	[月額]	乙支払 円	家 賃 振込先	[銀行名]	[REDACTED]
		[月額]	円		[口座名]	㈱栄進不動産
		[月額]	円		[口座番号]	[REDACTED]
	消費税	[月額]	円			
	合 計	[月額]	54,000 円	支払期限	翌月分を毎月 末日 までに支払う	

契約締結日 平成 28 年 3 月 3 日

貸貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 代理人 株式会社栄進不動産

賃借人(乙) 住所 氷見市中央町 13番12号
電話(自宅)

氏名 萩田 栄治
電話(勤務先)

使用者

氏 名	社 員	氏 名
[REDACTED]		

連帯保証人

住所
電話(自宅)

氏名
電話(勤務先) 実印

取引業者(丙)

富山県高岡市萩布36番地1
株式会社 栄進不動産
代表取締役 高 中 健 一 郎

第1条 (使用目的)

乙は、標記物件[以下「本物件」という]を事務所の目的に使用する。

第2条 (契約期間)

賃貸借期間は標記に記載。ただし、当事者協議の上、契約を更新または自動更新することができる。

第3条 (賃料等)

乙は標記の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、入金時に係る振込手数料・自動振替手数料は乙の負担とする。

- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料等は、1ヶ月を日割り計算する。

第4条 (賃料等の増減)

本契約の標記賃料が、公租公課の増減・経済事情の変動あるいは近傍同種の賃料に比較して不当となったときは、当事者協議の上これを増減することができる。

第5条 (負担の帰属)

建物の公租公課は甲が負担し、電気料、ガス料、水道料、町内会費、衛生費その他の雑費は乙の負担とする。

第6条 (敷金)

乙は、本日敷金として標記記載の金員を甲に預託する。ただし、敷金には利息を付けない。

乙は敷金をもって、賃料その他本契約に関する支払いに充当することはできない。

敷金は、乙が契約終了に伴う建物の明渡しが完了した場合において、未払いの賃料、損害金、その他乙の負担すべき金銭を控除した残額を甲により乙へ返還する。また、返還方法は金融機関等への振込みとし、振込手数料は受取人負担とする。

- 2 前項の場合には、甲は敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

第7条 (賃借人の善管注意義務)

乙は善良な管理者の注意をもって建物を保全し使用しなければならない。乙の責にて本物件及び建物に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に回復しなければならない。

第8条 (禁止事項)

乙は、次の行為をしてはならない。

- ① 賃借権を譲渡転貸すること
- ② 甲に通知する事無く本物件を30日以上無人にすること。
- ③ 乙及びその使用者が、暴力団又は、過激な政治活動集団等の構成員として、近隣の迷惑となる、あるいは本物件に損害を及ぼすような行為をすること。

第9条 (修繕)

本物件に付帯する設備については乙が自由に使用できるものとするが、修繕が必要な場合、乙の費用負担でこれを行うものとする。

- 2 本物件の雨漏り、または構造上主要部分(柱、基礎)に修繕が必要な場合、甲の費用負担でこれを行うものとする。

(立ち入り)

- 第10条 甲は、本物件の防火、構造の保全その他の管理上特に必要がある時は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することができない。
 - 3 本契約の終了後において本物件を賃借しようとする者が、下見をする時は甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合及びその他の緊急性を要する場合においては、あらかじめ乙の承諾を得る事無く本物件内に立ち入ることができる。この場合において甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

第11条 (賃借人からの解約)

- 乙は、甲に対して少なくとも2ヶ月前に書面にて解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

第12条 (契約解除)

- 甲は乙が、敷金の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する時は催告の上本契約を解除できるものとする。
- ① 賃料を1ヶ月以上延滞したとき。
 - ② 第9条に違反したとき。
 - ③ 乙が仮差押・仮処分・強制執行を受けたとき、若しくは破産・民事再生・会社整理・会社更生の申立をなし、又は申立を受けたとき。
 - ④ 乙が、支払停止若しくは、支払不能の状態になったとき、若しくはその他著しく信用を失墜する事実があったとき。
 - ⑤ 警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき。
 - ⑥ その他本契約の各条項の一つに違反したとき。

第13条 (明渡し)

- この契約が終了したときは、乙は本物件を明渡し、移転料その他これに類する請求をしないものとする。
- 2 契約の終了時に乙が行う原状回復の内容及び方法については甲乙にて協議するものとする。
 - 3 乙は建物の賃貸借契約終了後も明渡しを完了しない場合は、賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

第14条 (契約の消滅)

天災・地変・土地収用その他甲の責に帰さない理由により、本物件を通常の用に供する事ができなくなったときは、本契約は当然に消滅する。

第15条 (連帯保証人)

- 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく乙の一切の債務において保証し乙と連帯して履行の責めを負うものとする。
- 2 連帯責任者は、本契約が更新された後も引続き責を負う。
 - 3 乙は連帯責任者が死亡した時は、速やかに甲の認める連帯保証人を追加しなければならない。

第17条 (協議事項)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び契約条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法
その他法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第18条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うことを甲・乙双方とも承諾した。

貸貸人(甲)と賃借人(乙)及び取引業者(丙)は、本契約の証として本書2通を作成し、各自その1通を
有するものとする。

特約条項

- 1.本物件の改装については甲の承諾を得た上で行うことができるものとするが、乙から甲への
造作買取請求権は行使できないものとする。

以下余白

やぶた栄治後援会事務所に掛かる経費の按分について

事務所に掛かる下記の経費を後援会活動費と藪田栄治政務調査活動に掛かる経費を最大2分の1に按分し、支払うものとする。

事務所賃借料、電話料、ファックス料、コピー経費、上下水道料、電気料、ガス料、人件費

平成28年4月1日

氷見市幸町31番51号

やぶた栄治後援会

会長

氷見市中央町13番12号

藪田 栄治

振込金受取書 (兼手数料受取書)

平成 31 年 4 月 5 日

振込金として現金または有価証券を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」を、これ以外(預金払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」として使用しています。

振込手数料 円 (手数料には消費税が含まれています)

支店																				
金額																				
金額																				
金額																				
金額																				
金額																				
金額																				
金額																				
金額																				
金額																				
金額																				
金額																				
金額																				

○ 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
 ○ やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

振込金額のうち
 未決済小切手 円
 万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しします。

当行をご利用いただきありがとうございます。



振込受付書の
 (場合印紙不要)

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 令和3年5月13日

報告者* 荻田栄治

整理番号	190	事業概要*	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	4月分給料支払い(事務員: XXXXXXXXXX) 160,000円		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	給料(4月分) /	80,000	160,000円×1/2
	《合計》*	80,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和 年 月 日
 決裁 令和 元 年 5 月 27 日
 処理 令和 元 年 5 月 27 日

勤 務 実 績 表

平成31年4月分

氏 名 XXXXXXXXXX

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月	9:00 ~ 17:00	8	17	水	9:00 ~ 17:00	8
2	火	9:00 ~ 17:00	8	18	木	9:00 ~ 17:00	8
3	水	9:00 ~ 17:00	8	19	金	9:00 ~ 17:00	8
4	木	9:00 ~ 17:00	8	20	土	/	/
5	金	9:00 ~ 17:00	8	21	日	/	/
6	土	/	/	22	月	9:00 ~ 17:00	8
7	日	/	/	23	火	9:00 ~ 17:00	8
8	月	9:00 ~ 17:00	8	24	水	9:00 ~ 17:00	8
9	火	9:00 ~ 17:00	8	25	木	9:00 ~ 17:00	8
10	水	9:00 ~ 17:00	8	26	金	9:00 ~ 17:00	8
11	木	9:00 ~ 17:00	8	27	土	/	/
12	金	9:00 ~ 17:00	8	28	日	/	/
13	土	/	/	29	月	昭和の日	/
14	日	/	/	30	火	祝日	/
15	月	9:00 ~ 17:00	8	/	/	/	/
16	火	9:00 ~ 17:00	8	/	/	/	/
		小 計	96			小 計	64
						合 計	160

領 収 書

自由民主党富山県議会議員会

菟 田 栄 治 様

¥ 160,000円

平成 31 / 年 4 月 15 日

上記金額を受け取りました。

XXXXXXXXXX

雇 用 契 約 書

1 雇用期間

平成31年2月1日から平成32年1月31日までの間で雇用者が指定する日とする。

2 勤務場所

氷見市幸町31番51号 やぶた栄治後援会事務所とする。

3 労務内容

藪田栄治県議会議員の政務活動に伴う事務全般とし、雇用者の指示に従うものとする。

4 勤務時間等

- (1) 勤務時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 休憩時間 午前12時00分から午後1時00分まで
- (3) その他 所定労働時間を超える労働はないものとする。

5 賃金等

賃金は、月額160,000円とし、当月15日に支払うものとする。

6 雇用の終了及び解除について

- (1) 雇用期間が満了した場合は、雇用は終了するものとする。
- (2) 被雇用者は、雇用契約を解除しようとする場合は、解除希望日の14日前までに雇用者にその旨を申し出て雇用者の承認を得るものとする。

7 解雇について

雇用者は、被雇用者が次のいずれかに該当する場合は、雇用期間中といえども解雇することができる。

- (1) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合
- (2) 勤務成績、勤務態度、素行等が良くないと認められる場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、被雇用者として不適格と認められる場合

上記雇用条件について、雇用者と被雇用者との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

平成 31年 2月 1日

雇用者 住 所 氷見市幸町13番12号
氏 名 藪 田 栄 治

被雇用者 住 所
氏 名